毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大分県　編集　九州凸版印刷株式会社　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

令和二年
第七七号
二月四日
（火曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……五
道路区域の変更（二件）……五
道路の供用開始（二件）……六

公告

令和二年度警察官Ａ採用共同試験及び大分県警察官Ａ（女性）採用試験公告……六

○告示

大分県告示第六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和二年二月四日

大分県知事　広瀬　勝貞

一　申請の概要

1　申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

東京都品川区大井一―三十五―三

ルートインジャパン株式会社

代表取締役　永山　泰樹

2　特定事業場の所在地及び名称

速見郡日出町大字平道字八郎鼻千七百六十八―一　他八筆

グランヴィリオホテル別府湾和蔵の宿

3　設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三

イ　ちゅう房施設、ロ　洗濯施設、ハ　入浴施設及び第七十二号　し尿処理施設

種類	ちゅう房施設	
能力	①五〇〇食／日	②一〇〇食／日
工事着手予定年月日	令二・三・四	
工事完成予定年月日	令三・八・三一	
使用開始予定年月日	令三・九・一	
使用時間間隔	六時～九時、一八時～二一時	
一日当たりの使用時間	六時間	
使用の季節的変動	なし	

汚水等の一日当たりの量	単位	①	②
通常の値	㎥／日	八	二・四
最大の値	㎥／日	一〇	三

汚水等の汚染状態の値　項目	単位	通常の値	最大の値
水素イオン濃度	／	五・八～八・六	五・八～八・六
生物化学的酸素要求量	mg／ℓ	三〇〇	三〇〇
化学的酸素要求量	mg／ℓ	二二〇	二二〇
浮遊物質量	mg／ℓ	三四〇	三四〇
大腸菌群数	個／㎤	五、〇〇〇	五、〇〇〇
窒素含有量	mg／ℓ	一〇〇	一〇〇
りん含有量	mg／ℓ	二	二
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg／ℓ	三〇	三〇

種類	洗濯施設

項目	内容
能力	八四L／回／基　七基
工事着手予定年月日	令二・三・四
工事完成予定年月日	令三・八・三一
使用開始予定年月日	令三・九・一
使用時間間隔	一五時～二四時
一日当たりの使用時間	九時間
使用の季節的変動	なし

汚水等の一日当たりの量	単位	通常の値	最大の値
	㎥／日	四	五

汚水等の汚染状態の値 項目	単位	通常の値	最大の値
水素イオン濃度	／	五・八～八・六	五・八～八・六
生物化学的酸素要求量	mg／ℓ	一四〇	一四〇
化学的酸素要求量	mg／ℓ	一六〇	一六〇
浮遊物質量	mg／ℓ	二五〇	二五〇
大腸菌群数	個／㎤	五、〇〇〇	五、〇〇〇
窒素含有量	mg／ℓ	五〇	五〇
りん含有量	mg／ℓ	二	二
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg／ℓ	一〇	一〇

項目	内容
種類	入浴施設
能力	①　一一・八㎥／基 ②　一〇・六三㎥／基 ③　一二・三㎥／基 ④　一二・五一㎥／基
工事着手予定年月日	令二・三・四
工事完成予定年月日	令三・八・三一

項目	内容
使用開始予定年月日	令三・九・一
使用時間間隔	五時～一〇時、一五時～二一時
一日当たりの使用時間	一六時間
使用の季節的変動	なし

汚水等の一日当たりの量	単位	①	②	③	④
通常の値	㎥／日	七・二	六・八	六・八	七・二
最大の値	㎥／日	九	八・五	八・五	九

汚水等の汚染状態の値 項目	単位	通常の値	最大の値
水素イオン濃度	／	五・八～八・六	五・八～八・六
生物化学的酸素要求量	mg／ℓ	二〇	二〇
化学的酸素要求量	mg／ℓ	二〇	二〇
浮遊物質量	mg／ℓ	二五	二五
大腸菌群数	個／㎤	三、〇〇〇	三、〇〇〇
窒素含有量	mg／ℓ	二五	二五
りん含有量	mg／ℓ	二・五	二・五
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg／ℓ	三	三

項目	内容
種類	入浴施設
能力	①　一・五七㎥／基 ②　一・四八㎥／基
工事着手予定年月日	令二・三・四
工事完成予定年月日	令三・八・三一
使用開始予定年月日	令三・九・一
使用時間間隔	五時～一〇時、一五時～二一時

項目		内容
一日当たりの使用時間		一六時間
使用の季節的変動		なし
汚水等の一日当たりの量（単位 m³／日）	通常の値	① 二〇・八　② 二〇・八
	最大の値	① 二六　② 二六
汚水等の汚染状態の値	項目（単位）	通常の値／最大の値
	水素イオン濃度	五・八～八・六／五・八～八・六
	生物化学的酸素要求量（mg／ℓ）	一七五／一七五
	化学的酸素要求量（mg／ℓ）	一四〇／一四〇
	浮遊物質量（mg／ℓ）	二三〇／二三〇
	大腸菌群数（個／cm³）	五、〇〇〇／五、〇〇〇
	窒素含有量（mg／ℓ）	四五／四五
	りん含有量（mg／ℓ）	五／五
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg／ℓ）	五／五
種類		入浴施設
能力	①	〇・二七七m³／基　六一基
	②	〇・三三三m³／基　二六基
	③	〇・六二二m³／基　二基
	④	〇・三五四m³／基　八八基
	⑤	〇・三一　m³／基　六基
	⑥	〇・四二六m³／基　三基
工事着手予定年月日		令二・三・四
工事完成予定年月日		令三・八・三一
使用開始予定年月日		令三・九・一
使用時間間隔		一五時～一〇時

項目		内容
一日当たりの使用時間		一九時間
使用の季節的変動		なし
汚水等の一日当たりの量（単位 m³／日）	通常の値	① 一五・二六　② 七　③ 一・〇四　④ 二三・〇六　⑤ 一・四　⑥ 一・〇四
	最大の値	① 一九・五　② 八・五　③ 一・三　④ 二八・一　⑤ 二・三　⑥ 一・三
汚水等の汚染状態の値	項目（単位）	通常の値／最大の値
	水素イオン濃度	五・八～八・六／五・八～八・六
	生物化学的酸素要求量（mg／ℓ）	一七五／一七五
	化学的酸素要求量（mg／ℓ）	一四〇／一四〇
	浮遊物質量（mg／ℓ）	二三〇／二三〇
	大腸菌群数（個／cm³）	五、〇〇〇／五、〇〇〇
	窒素含有量（mg／ℓ）	四五／四五
	りん含有量（mg／ℓ）	五／五
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg／ℓ）	五／五
種類		し尿処理施設
能力		六九五人槽　一三九m³／日
工事着手予定年月日		令二・三・四
工事完成予定年月日		令三・八・三一
使用開始予定年月日		令三・九・一
使用時間間隔		連続
一日当たりの使用時間		二四時間

使用の季節的変動	なし

汚水等の一日当たりの量

単位	通常の値	最大の値
m³／日	一一一・二	一三九

汚水等の汚染状態の値

項目	単位	通常の値	最大の値
水素イオン濃度	／	五・八～八・六	五・八～八・六
生物化学的酸素要求量	mg／ℓ	二〇	二〇
化学的酸素要求量	mg／ℓ	二〇	二〇
浮遊物質量	mg／ℓ	二五	二五
大腸菌群数	個／cm³	三、〇〇〇	三、〇〇〇
窒素含有量	mg／ℓ	二五	二五
りん含有量	mg／ℓ	二・五	二・五
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg／ℓ	三	三

4　汚水等の処理の方法

種類	高度処理型合併処理浄化槽
処理方式	膜分離活性汚泥方式
能力	六九五人槽　一三九m³／日
構造	RC製
主要寸法	縦五m×横一七・八m×高さ四・七m
工事着手予定年月日	令二・三・四
工事完成予定年月日	令三・八・三一
使用開始予定年月日	令三・九・一
使用時間間隔	連続
一日当たりの使用時間	二四時間
使用の季節的変動	なし

汚水等の一日当たりの量

単位	通常の値 処理前	通常の値 処理後	最大の値 処理前	最大の値 処理後

単位	通常の値 処理前	通常の値 処理後	最大の値 処理前	最大の値 処理後
m³／日	一一一・二	一一一・二	一三九	一三九

汚水等の汚染状態の値

項目	単位	通常の値 処理前	通常の値 処理後	最大の値 処理前	最大の値 処理後
水素イオン濃度	／	五・八～八・六	五・八～八・六	五・八～八・六	五・八～八・六
生物化学的酸素要求量	mg／ℓ	二〇〇	二〇	二〇〇	二〇
化学的酸素要求量	mg／ℓ	一五〇	二〇	一五〇	二〇
浮遊物質量	mg／ℓ	二五〇	二五	二五〇	二五
大腸菌群数	個／cm³	二〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
窒素含有量	mg／ℓ	五〇	二五	五〇	二五
りん含有量	mg／ℓ	五	二・五	五	二・五
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg／ℓ	三〇	三	三〇	三

5　排出水の量及び汚染状態の値

排水口名	一日当たりの排出水量 単位	通常の値	最大の値
No.1　排水口	m³／日	一三九・二	一七四

汚水等の汚染状態の値

項目	単位	通常の値	最大の値
水素イオン濃度	／	五・八～八・六	五・八～八・六
生物化学的酸素要求量	mg／ℓ	二〇	二〇
化学的酸素要求量	mg／ℓ	二〇	二〇
浮遊物質量	mg／ℓ	二五	二五
大腸菌群数	個／cm³	三、〇〇〇	三、〇〇〇
窒素含有量	mg／ℓ	二五	二五
りん含有量	mg／ℓ	二・五	二・五
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg／ℓ	三	三

二　事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1　縦覧期間

令和二年二月四日から同月二十五日まで

2　縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課、別府市役所及び日出町役場

大分県告示第六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年二月四日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

一　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ中津

中津市豊田町九番地十号

2　届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社サンリブ

代表取締役　佐　藤　秀　晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前　株式会社マルショク

代表取締役　菊　池　俊　勝

大分市東春日町十三番十一号

外十九者

変更後　株式会社サンリブ

代表取締役　佐　藤　秀　晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外十三者

4　変更の年月日

平成二十九年九月一日外

二　届出年月日

令和元年十二月五日

三　関係書類の縦覧

1　縦覧期間

令和二年二月四日から同年六月四日まで

2　縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四　その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年六月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年二月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年二月四日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
県道小川穴井迫線	竹田市大字岩瀬字ヒキサバ一二一番一地先から竹田市大字岩瀬字ダイ七一八番一地先まで	前	A	メートル 一三・〇～三・四	メートル 一、〇五二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい
	竹田市大字岩瀬字ヒキサバ一一一九番三から竹田市大字岩瀬字ダイ七		A	三〇・〇～三・五	一、〇五二・〇	

一八番一地先まで	後			
竹田市大字岩瀬字ヒキサバ一一九番三から竹田市大字岩瀬字ダイ七一八番一地先まで		B	三〇・〇～五・〇	一、〇三二・〇

う。

大分県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年二月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年二月四日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道庄内久住線	竹田市久住町大字仏原字荻迫七七九番三から竹田市久住町大字仏原字法堂九番五まで	前	三一・〇～一二・〇	八〇・〇
		後	三五・〇～一二・〇	八〇・〇
県道中津山国自転車道線	中津市三光臼木字川平一六九六番三地内	前	一九・四～四・八	一七九・五
	中津市三光臼木字川平一六九六番一九から中津市三光臼木字川平一六九六番二〇まで	後	四〇・九～四・八	一七九・五

大分県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年二月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年二月四日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道四四二号	大分市大字下原字広戸一七二〇番一から大分市大字下原字下詰二七三八番一まで	令二・二・四

大分県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年二月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年二月四日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道庄内久住線	竹田市久住町大字仏原字荻迫七七九番三から竹田市久住町大字仏原字法堂九番五まで	令二・二・四
県道小川穴井迫線	竹田市大字岩瀬字ヒキサバ一一一九番三から竹田市大字岩瀬字ナガハタ一〇九一番二まで	令二・二・四

○公　　告

令和２年度警察官Ａ採用共同試験及び大分県警察官Ａ（女性）採用試験公告

令和２年２月４日

大　分　県　人　事　委　員　会

次のとおり、令和２年度警察官Ａ採用共同試験及び大分県警察官Ａ（女性）採用試験を行います。

なお、警察官Ａ採用共同試験は、警視庁（東京都）及び愛知県・大阪府警察本部と共同して行います。

１　試験種類、試験区分、採用予定者数及び職務の内容

試験種類	試験区分	採用予定者数				職務の内容
		大分県	警視庁（東京都）	愛知県	大阪府	
警察官Ａ	一　般	36人	３人	３人	３人	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序を維持する職務に従事します。
警察官Ａ（女性）	一　般	12人				
合　計		48人	３人	３人	３人	

注１　警察官Ａ採用共同試験については、申込書の受付後に志望する都府県を変更することはできません。

注２　採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。

２　受験資格

⑴　年齢・性別等

試験種類	試験区分	都府県	年齢・性別	学　歴
警察官Ａ	一　般	大分県	昭和62年４月２日以降に生まれた男性	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（４年制以上のもの）を卒業した者又は令和３年３月までに卒業見込みの者（大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
		警視庁（東京都）	昭和60年５月12日から平成11年４月１日までに生まれた男性	
		愛知県	昭和62年４月２日以降に生まれた男性	
		大阪府	昭和62年４月２日から平成15年４月１日までに生まれた男性	
警察官Ａ（女性）	一　般	大分県	昭和62年４月２日以降に生まれた女性	

注１　「大分県人事委員会が同等の資格があると認める者」については、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

注２　大学卒業見込みの者が、令和３年３月末までに卒業できなかった場合は採用されません。

⑵　日本国籍を有しない者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者は受験できません。

３　試験の実施

⑴　試験日時及び試験会場

試　験		試験日時	試験会場
第１次試験		令和２年５月10日（日） 入室開始　午前８時30分 着席完了　午前９時 試験時間 教養試験　午前９時30分から12時まで 体力試験・身体検査　午後１時から５時頃まで （注）教養試験は、試験開始後30分を経過したら入室できません。体力試験・身体検査は、原則として遅刻を認めません。	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学 （大分市上野丘東１番11号） 大分中央警察署 （大分市荷揚町５番６号） 試験会場は、別途大分県人事委員会事務局が指定します。
第２次試験	大分県	論文試験・体力試験Ⅱ・適性検査　令和２年５月31日（日） 面接試験　令和２年６月下旬から７月上旬までの指定する１日 具体的な日時等は、第１次試験合格通知の際にお知らせします。	大分市内
	大分県以外の都府県	令和２年８月中旬以降	大分県内

注　試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐停車はできません。

⑵　試験の内容

ア　第１次試験

受験者全員に対して大学卒業程度の内容で次の試験種目を実施します。

㈠　教養試験（配点120点）

警察官として必要な一般的知識（社会（法律※、政治、経済、社会一般等）、人文（日本史、世界史、地理、思想・哲学等）、自然（数学、物理、化学、生物、地学等））及び知能（文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈）について筆記試験をします。

（２時間30分　５枝択一式　50問）

※公務員倫理（地方公務員法の服務に関する部分）を含む。

(ｲ)　体力試験（配点80点）

警察官としての職務の遂行に必要な体力を有するかについて試験します。

実施種目	実　施　方　法	基　準　値	
立　幅　と　び	両足で同時に踏み切り、水平に前方へ跳躍	男性	205センチメートル以上
		女性	160センチメートル以上
上　体　起　こ　し	仰臥の姿勢から上体起こし（30秒間）	男性	20回以上
		女性	15回以上
腕立伏臥腕屈伸	腕立ての姿勢から腕屈伸（２秒に１回のリズム）	男性	25回以上
		女性	15回以上
時　間　往　復　走	５メートル幅の往復走（15秒間）	男性	40メートル以上
		女性	35メートル以上

注１　基準値は大分県のものであり、都府県によって異なります。

注２　大分県においては、４種目のうち２種目以上が基準値に達しない場合は不合格となります。

(ｳ)　資格加点（配点10点）

大分県を受験する者で、次に掲げる資格所有者に一定点を加点します。ただし、英語、中国語及び韓国語の資格加点については、申込受付開始日から遡って２年以内に取得したものに限り有効とします。

加点資格	加　点　基　準	加点点数
英　語	①実用英語技能検定（英検）準１級以上 ②ＴＯＥＩＣ650点以上（ＩＰテストを除く。） ③ＴＯＥＦＬ＜ＰＢＴ＞522点以上 ④ＴＯＥＦＬ<iＢＴ>68点以上 ⑤国際連合公用語英語検定（国連英検）Ｂ級以上	10点
	①実用英語技能検定（英検）２級 ②ＴＯＥＩＣ470点以上650点未満（ＩＰテストを除く。） ③ＴＯＥＦＬ＜ＰＢＴ＞460点以上522点未満 ④ＴＯＥＦＬ<iＢＴ>48点以上68点未満 ⑤国際連合公用語英語検定（国連英検）Ｃ級	５点
中国語	①中国語コミュニケーション能力検定（ＴＥＣＣ）550点以上 ②中国語検定２級以上 ③漢語水平考試５級以上	10点
	①中国語コミュニケーション能力検定（ＴＥＣＣ）400点以上550点未満 ②中国語検定３級 ③漢語水平考試４級	５点
韓国語	①ハングル能力検定２級以上 ②韓国語能力試験５級以上	10点
	①ハングル能力検定準２級 ②韓国語能力試験４級	５点
簿　記	①日商簿記検定２級以上 ②全経簿記能力検定１級以上	10点
柔　道	２段以上（公益財団法人講道館が認定するものに限る。）	
剣　道	２段以上（一般財団法人全日本剣道連盟が認定するものに限る。）	
情報処理	ＩＴパスポート試験を除く情報処理技術者試験（経済産業省所管の国家試験）合格者	
	ＩＴパスポート試験（経済産業省所管の国家試験）合格者	５点
必要書類	上記資格を証明する書類（合格証明書、スコアレポート又は段位を証明できる書類）	
申請方法	申込書に必要事項を記入し、必要書類の写しを添付してください。また、第１次試験当日に必要書類の原本を持参し、提出してください。	

注１　申込時に必要書類が添付されており、かつ、第１次試験当日に原本により資格の確認ができる場合のみ加点対象とします。

注２　資格加点を希望する場合は、郵送又は持参により申込みしてください。インターネットでの申込みでは加点できません。

注３　加点資格ごとに設けた加点基準のいずれかを有する場合に10点又は５点を加点します。申請できる加点基準は、加点資格ごとに１つとし、複数の資格を有する場合についても、加点は10点までとします。

(ｴ)　身体検査

警察官としての職務の遂行に必要な身体を有するかについて検査します。

検査種目	基　準
視　力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。
色　覚	職務の遂行に支障のないこと。
その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。

注　基準は大分県のものであり、都府県によって異なります。

イ　第２次試験

第１次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。

(ア)　論文試験（配点50点）

職務の遂行に必要な論理性、表現力等について筆記試験をします。

（１時間　800字以内）

(イ)　体力試験Ⅱ（配点20点）

身体の全身持久力についての試験をします。

（20メートルシャトルラン（往復持久走））

(ウ)　面接試験（配点300点）

人物について集団討論及び個別面接による試験をします。

（40分程度の個別面接を１回実施）

(エ)　適性検査

職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。

なお、検査結果は、面接試験の参考資料にします。

(オ)　身体精密検査

胸部疾患、伝染性疾患、内臓疾患、聴力等について検査します。

注　第２次試験の内容は、大分県のものであり、都府県によって異なります。

ウ　受験資格等の調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

エ　合格者の決定方法

大分県においては、最終合格者は第１次試験及び第２次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。

なお、合格基準は、大分県のホームページ「大分県職員採用情報」に掲載しています。

オ　留意事項

試験種目及び配点は大分県のものであり、都府県によって異なります。

(3)　試験結果の発表

試　験		発表の時期	発表の方法
大分県	第１次試験	令和２年５月19日（火）午前９時	合格者には合格通知書を郵送します。また、合格者の受験番号は、「県政掲示板」（大分県庁舎本館１階県政展示ホール）に掲示するとともに、大分県のホームページに掲載します。
	第２次試験	令和２年７月中旬以降	
大分県以外の都府県	第１次試験	令和２年８月上旬から９月下旬	各都府県が合格者に文書で通知します。
	第２次試験	令和２年10月下旬から12月上旬	

注１　合格者（大分県の試験の合格者に限る。）に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず「県政掲示板」又は大分県のホームページ「大分県職員採用情報」を確認してください。

注２　第１次試験合格者（大分県の第１次試験の合格者に限る。）に郵送する第１次試験合格通知書に、第２次試験の日時、場所等を指定するので、第１次試験合格通知書が５月21日（木）までに到着しない場合には、直ちに大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

4　試験結果の情報提供

この採用試験の結果については、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第21条第１項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、パスポート等（原則として顔写真付きのもの））を持参の上、午前８時30分から午後５時15分までの間に、大分県人事委員会事務局までお越しください（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）。

試　験	開示請求できる者			開示期間	開示内容	開示場所
第１次試　験	大分県の第１次試験不合格者（途	大分県のみを志望した者		合格発表の日から起算して１月間	試験種目別得点、総合得点及び総合順位	大分県人事委員会事務局（大分県市町村会館６階）
		大分県以外の都府県	大分県以外の都府県の第１次試験	令和２年10月12日（月）から同年11月11日（水）まで		

	中棄権者を除く。）	を第2志望とした者	不合格者			
			大分県以外の都府県の第1次試験合格者	令和3年2月1日（月）から同年3月1日（月）まで		
第2次試験	大分県の第1次試験合格者			合格発表の日から起算して1月間		

5　採用及び給与

⑴　合格から採用まで

ア　大分県

㋐　最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿（原則として確定後1年間有効）に成績順に登載されます。大分県人事委員会は、大分県警察本部長からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、大分県警察本部長がその中から採用者を決定します。

㋑　採用予定時期は、令和2年10月1日（既卒者のみ）又は令和3年4月1日（既卒者及び新卒者）です。

㋒　採用後は巡査に任命され、警察学校において6月間の教育訓練を受け、修了後は警察署等に勤務します。

イ　大分県以外の都府県

各都府県に直接お問い合わせください。

⑵　給与

大分県の初任給は、採用時大学卒208,600円（令和2年1月1日現在）で、このほか各種の手当が支給されます。また、職歴等を有する者は、条件に応じて加算されます。

なお、大分県以外の都府県の初任給及び各種手当等については、各都府県によって異なります。

6　受験手続

⑴　申込書等の請求

申込書等は、次の機関で配布します。

機関名	所在地等
大分県人事委員会事務局	〒870－0022　大分市大手町2－3－12（大分県市町村会館6階） 電話　097－506－5212
大分県警察本部警務課	〒870－8502　大分市大手町3－1－1（大分県庁舎新館8階） 電話　097－536－1111　内線5337 536－2131　内線2643・2646
大分中央警察署	〒870－0046　大分市荷揚町5－6 電話　097－533－2131
大分東警察署	〒870－0106　大分市大字鶴崎2200－8 電話　097－527－2131
大分南警察署	〒870－1173　大分市大字横瀬2212－1 電話　097－542－2131
別府警察署	〒874－0909　別府市田の湯町13－13 電話　0977－21－2131
杵築日出警察署	〒879－1502　速見郡日出町大字藤原字友田2277－2 電話　0977－72－2131
国東警察署	〒873－0503　国東市国東町鶴川48－1 電話　0978－72－2131
豊後高田警察署	〒879－0621　豊後高田市是永町32－1 電話　0978－22－2131
宇佐警察署	〒879－0453　宇佐市大字上田1010－1 電話　0978－32－2131
中津警察署	〒871－0024　中津市中央町1－2－10 電話　0979－22－2131
玖珠警察署	〒879－4413　玖珠郡玖珠町大字塚脇467 電話　0973－72－2131
日田警察署	〒877－0025　日田市田島2－8－1 電話　0973－23－2131
竹田警察署	〒878－0025　竹田市大字拝田原221 電話　0974－63－2131
豊後大野警察署	〒879－7125　豊後大野市三重町内田1196 電話　0974－22－2131
佐伯警察署	〒876－0012　佐伯市大字鶴望2825－4 電話　0972－22－2131

臼杵津久見警察署	〒875－0041　臼杵市大字臼杵72－61 電話　0972－62－2131
杵築幹部交番	〒873－0001　杵築市大字杵築665－465 電話　0978－62－2131
津久見幹部交番	〒879－2441　津久見市中央町760－156 電話　0972－82－2131
大分県東部振興局	〒873－0504　国東市国東町安国寺786－１（国東総合庁舎） 電話　0978－72－1212
大分県南部振興局	〒876－0813　佐伯市長島町１－２－１（佐伯総合庁舎） 電話　0972－22－0390
大分県豊肥振興局	〒878－0013　竹田市大字竹田字山手1501－２（竹田総合庁舎） 電話　0974－63－1171
大分県西部振興局	〒877－0004　日田市城町１－１－10（日田総合庁舎） 電話　0973－23－2200
大分県北部振興局	〒879－0454　宇佐市大字法鏡寺235－１（宇佐総合庁舎） 電話　0978－32－1170
豊後高田土木事務所	〒879－0621　豊後高田市是永町39（豊後高田総合庁舎） 電話　0978－22－2285
別府土木事務所	〒874－0840　別府市大字鶴見字下田井14－１ 電話　0977－67－0211
臼杵土木事務所	〒875－0041　臼杵市大字臼杵字洲崎72－254 電話　0972－63－4136
豊後大野土木事務所	〒879－7131　豊後大野市三重町市場1123（豊後大野総合庁舎） 電話　0974－22－1056
玖珠土木事務所	〒879－4413　玖珠郡玖珠町大字塚脇137－１（玖珠総合庁舎） 電話　0973－72－1152
中津土木事務所	〒871－0024　中津市中央町１－５－16（中津総合庁舎） 電話　0979－22－2110
大分県東京事務所	〒104－0061　東京都中央区銀座２－２－２（ヒューリック西銀座ビル６階）　電話　03－6862－8787
大分県大阪事務所	〒530－0001　大阪市北区梅田１－１－３－2100（大阪駅前第３ビル21階）　電話　06－6345－0071
大分県福岡事務所	〒810－0001　福岡市中央区天神２－14－８（福岡天神センタービル10階）　電話　092－721－0041
大分県立図書館	〒870－0008　大分市王子西町14－１ 電話　097－546－9972

注　郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用角形２号封筒（240mm×332mm）を同封し、大分県警察本部警務課に請求してください。

封筒の表左側に、「警察官Ａ採用試験受験案内請求」と赤書きしてください。

⑵　受付期間

ア　インターネットによる申込みの場合

令和２年３月16日（月）～４月９日（木）

注　受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。

イ　郵送及び持参による申込みの場合

令和２年３月16日（月）～４月９日（木）（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

受付時間　午前９時から午後５時45分まで

注　郵送された申込書は、４月９日（木）までの消印があるものに限り受け付けます。

⑶　申込書の提出

ア　インターネットによる申込みの場合

大分県のホームページ「大分県職員採用情報」から「インターネットによる申込み」にアクセスし、申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県警察本部警務課まで連絡してください。

イ　郵送及び持参による申込みの場合

所定の申込書に必要事項を記入し、受験票の所定欄に63円切手を貼って、大分県警察本部警務課に提出してください。郵送の場合は、封筒の表左側に「警察官Ａ受験」と赤書きし、郵便局の窓口に持参して簡易書留の手続を行ってください。簡易書留の受領証は受験票が届くまで保管してください。

なお、申込時には写真を貼らないでください。

⑷　申込者への受験票の送付

受験票は４月中旬に送付します。インターネットによる申込みの場合は、電子メールにより受験票を送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。郵送及び持参による申込みの場合は、申込時に指定のあった宛先に受験票を郵送します。

また、受験票は写真を貼った上、第１次試験当日に必ず持参してください。

なお、４月27日（月）までに受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

(5) 共同試験の志望方法

警察官Ａ採用試験は大分県人事委員会、警視庁（東京都）及び愛知県・大阪府警察本部による共同試験ですので、希望する都府県を受験することができます（大分県を第１志望とした場合のみ、大分県以外の都府県を第２志望にすることができます。大分県以外の都府県を第１志望とする場合は、第２志望を申し込むことはできません。）。

なお、大分県を第１志望として、第１次試験に合格した場合、第２志望はないものとして取り扱われます。

7　問合せ先ほか

大分県警察本部警務課

電話　097－536－2131　内線2643・2646

大分県人事委員会事務局

電話　097－506－5212

大分県ホームページ「大分県職員採用情報」

http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/